

感震ブレーカーの普及への協力について

1. 住宅などの電気設備の設計に際して、内線規程（（一社）日本電気協会：JEAC 8001）における、感震遮断機能付住宅用分電盤（以下、「分電盤タイプ」という。）等（注1）を住宅に施設することの勧告等に関する記載（注2）について配慮していただくようお願いします。
2. 住宅などの電気設備の設計の時点では居住者等が確定していない等の理由により、感震遮断機能が内蔵された分電盤を建設当初から設置することが難しい場合が考えられます。そのような場合に活用可能な製品として、分電盤への外付けや内部の部品の交換等により、住宅などの利用開始後に感震遮断機能を付加可能な製品が提供されています。

それらの製品が導入されていれば、居住者等が利用開始後に分電盤への感震遮断機能の付加を選択することが容易となり、大規模地震時の電気火災の発生の抑制につながることを期待されます。住宅などの電気設備の設計の際には、それらの製品の導入について、配慮していただくようお願いします。
3. 内線規程が規定対象としている電気工事を伴う機器である分電盤タイプ及び感震遮断機能付コンセント（埋込型）（以下「コンセントタイプ（埋込型）」という。）に加え、電気工事を伴わないコンセントタイプ（タップ型）等の感震ブレーカーについても、その特徴等を認識いただくようお願いします。例えば、生命の維持に直結する在宅用医療機器など、通電に関して特別な配慮が必要な機器の使用が想定されている場合には、それらの機器を除いて、コンセントタイプ（タップ型）を活用することなども考えられます。
4. 感震ブレーカーの設置に関わらず、地震時やその他の自然災害時には大規模な停電が発生するおそれがあります。通電に関して特別な配慮が必要な機器の使用が想定されていない場合であっても、地震時等に急に電気が止まっても安全の確保や避難に困らないための対策（非常用照明の確保等）に配慮していただくようお願いします。

(注1) 平成29年11月現在、内閣府、消防庁、経済産業省の感震ブレーカーの普及促進の取組においては、分電盤タイプその他、コンセントタイプ（埋込型及びタップ型）や簡易タイプなど地震の揺れを感知し電力供給を遮断する機器を総称して「感震ブレーカー」として記載している。なお、内線規程の規定対象となっているのは設置に電気工事を伴う分電盤タイプ及びコンセントタイプ（埋込型）のみであるが、設置に電気工事を伴わず規定の対象になっていないコンセントタイプ（タップ型）及び簡易タイプについても特徴や留意事項を示し、設計者、住宅メーカー、工事者、使用者が十分に認識することを促している。

(注2) 内線規程（抜粋・平成29年11月現在）

- ・（前略）内線規程においては、分電盤タイプを感震遮断機能付住宅用分電盤として、コンセントタイプ（埋込型）を感震遮断機能付コンセント（埋込型）として、施設する際に電気工事を伴うものについて規定する。ただし、使用者が電気工事を伴わないコンセントタイプ（タップ型）や簡易タイプの施設を選択することを妨げるものではない。
設計者、住宅メーカー、工事者は、電気工事を伴う感震遮断機能付住宅用分電盤、感震遮断機能付コンセント（埋込型）、電気工事を伴わないコンセントタイプ（タップ型）及び簡易タイプに関する特徴や留意事項等を、使用者が十分に認識するよう努める。
- ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」の住宅などには、感震遮断機能付住宅用分電盤を施設すること。（勧告）
- ・「地震時等に著しく危険な密集市街地」以外の住宅などには、感震遮断機能付住宅用分電盤を施設すること。（推奨）
- ・（前略）感震遮断機能付住宅用分電盤の施設は、感震遮断機能付コンセント（埋込型）を（中略）施設することに置き替えても良い。
- ・（前略）感震遮断機能付住宅用分電盤及び感震遮断機能付コンセント（埋込型）については、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン平成27年2月〔大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会〕」に示された第三者による性能評価を受けたものであること。
（参考）上記ガイドラインは以下の内閣府 Web サイトに掲載。
<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>